



県章

山形県公報

令和7年9月2日(火)

第635号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県職員日額旅費支給規程を廃止する訓令……………(人 事 課) …903

告示

○令和7年度後期技能検定の実施……………(雇用・産業人材育成課) …同

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) …908

○公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …909

○同……………(同) …同

○同……………(同) …910

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同

○山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………911

訓令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年9月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程を廃止する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告示

山形県告示第626号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和7年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和7年9月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

検 定 職 種
鑄 造
金 属 熱 処 理
機 械 加 工
非 接 触 除 去 加 工
金 型 製 作
金 属 プ レ ス 加 工
工 場 板 金
め つ き
仕 上 げ
機 械 検 査
ダ イ カ ス ト
電 子 機 器 組 立 て
電 気 機 器 組 立 て
半 導 体 製 品 製 造
プ リ ン ト 配 線 板 製 造
自 動 販 売 機 調 整
光 学 機 器 製 造
内 燃 機 関 組 立 て
空 気 圧 装 置 組 立 て
油 圧 装 置 調 整
建 設 機 械 整 備
婦 人 子 供 服 製 造
紳 士 服 製 造

プ	ラ	ス	チ	ッ	ク	成	形
パ		ン		製		造	

(2) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
さ く 井	ロータリー式さく井工事作業
金 型 製 作	プレス金型製作作業
工 場 板 金	機 械 板 金 作 業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
シ ー ケ ン ス 制 御	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業
半 導 体 製 品 製 造	集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業 集 積 回 路 組 立 て 作 業
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	プ リ ン ト 配 線 板 設 計 作 業 プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業
光 学 機 器 製 造	光 学 機 器 組 立 て 作 業
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業
油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整 作 業
農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 整 備 作 業
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業
婦 人 子 供 服 製 造	婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業
和 裁	和 服 製 作 作 業
機 械 木 工	機 械 木 工 作 業
プ リ プ レ ス	D T P 作 業
石 材 施 工	石 材 加 工 作 業

建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
配 管	建 築 配 管 作 業
ちゅう 厨 房 設 備 施 工	厨 房 設 備 施 工 作 業
型 枠 施 工	型 枠 工 事 作 業
鉄 筋 施 工	鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業
	鉄 筋 組 立 て 作 業
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業
防 水 施 工	塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業
	改 質 ア ス フ ァ ル ト シ ー ト ト ー チ 工 法 防 水 工 事 作 業
樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工	樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業
カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工	金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業
ガ ラ ス 施 工	ガ ラ ス 工 事 作 業
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 C A D 作 業
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業
金 属 材 料 試 験	組 織 試 験 作 業
塗 装	鋼 橋 塗 装 作 業
広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業
舞 台 機 構 調 整	音 響 機 構 調 整 作 業

(3) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
シ ー ケ ン ス 制 御	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業

冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業
和 裁	和 服 製 作 作 業
家 具 製 作	家 具 手 加 工 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
型 枠 施 工	型 枠 工 事 作 業
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 C A D 作 業
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業

(4) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
バ ル コ ニ ー 施 工	金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	令和7年12月5日(金)から令和8年2月15日(日)までの間 において山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が 指定する場所
学 科 試 験	令和8年1月25日(日) 1級及び2級 機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 シーケンス制御、型枠施工	
	令和8年2月1日(日) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、 金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、 内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、 パン製造	

1 級及び2 級 さく井、金型製作、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、機械木工、石材施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 3 級 冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図 単一等級 バルコニー施工
令和8年2月4日（水） 1 級及び2 級 舞台機構調整
令和8年2月8日（日） 1 級及び2 級 半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、プリプレス、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ 3 級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和7年10月2日（木）から同月15日（水）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課産業人材育成担当（電話番号023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

山形県告示第627号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

天童市農業協同組合

代表理事組合長 大石 貞義

天童市老野森二丁目1番1号

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
五十嵐 博 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年8月15日
有路 雅樹 玄米、小麦、大豆、そば			
押野 哲哉 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

鈴木 康裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 桂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 友彰 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 輝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
狩野 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
滝口 翔平 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
松浦 英輝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
村山 元春 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
今田 将文 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 拓 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
	犬飼 善洋 玄米、大豆、そば		
	佐藤 瑠星 玄米、大豆、そば		

山形県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西村山郡大江町大字小見地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月22日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
村山市大字楯岡地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月22日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 2 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市大字山口地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 39 号を第 40 号とし、第 33 号から第 38 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 32 号の次に次の 1 号を加える。

（33）警察職員の特殊勤務手当のうち船員作業手当については、船員作業従事職員特殊勤務実績簿（別記様式第 1 号）

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（41）漁船乗組員の特殊勤務手当のうち船員作業手当については、船員作業従事職員特殊勤務実績簿（別記様式第 1 号）

第 3 条の 9 を第 3 条の 10 とし、第 3 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

（船員作業手当）

第 3 条の 9 条例第 14 条第 2 項の表第 17 号の人事委員会が定める作業は、船員たる警察職員が、航海中（定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港をいう。）を出港する日から同港に入港する日までの期間をいう。）の船舶において行う船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するものに係る作業とする。

2 条例第 14 条第 2 項の表第 17 号の人事委員会が定める額は、作業に従事した日 1 日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
海事職給料表 4 級	1,090 円
海事職給料表 3 級及び 2 級	910 円
海事職給料表 1 級	750 円

第 6 条中「乗船勤務手当」を「乗船勤務手当
船員作業手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

第11条の2 船員作業手当は、水産研究所若しくは庄内総合支庁水産振興課に勤務する船員たる職員又は県立加茂水産高等学校に勤務する学校職員（教育職員若しくは船員に限る。次項第2号において同じ。）が、航海中（定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港その他人事委員会が定める港をいう。）を出港する日から同港に入港する日までの期間をいう。）の船舶において行う船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するものに係る作業又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）水産研究所又は庄内総合支庁水産振興課に勤務する船員たる職員 職員の職務の級に応じて次の表に定める額

職務の級	手当額
海事職給料表4級	1,090円
海事職給料表3級及び2級	910円
海事職給料表1級	750円

（2）県立加茂水産高等学校に勤務する学校職員 職員の職務の級に応じて人事委員会が定める額

第12条第1項中第41号を第42号とし、第35号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の1号を加える。

（35）船員作業手当（警察職員の特殊勤務手当に係るものに限る。）

第12条第1項に次の1号を加える。

（43）船員作業手当（漁船乗組員の特殊勤務手当に係るものに限る。）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県職員等の旅費に関する条例（昭和26年山形県条例第48号）」を「県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）」に改める。

第2条を次のように改める。

（条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定める者等）

第2条 条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- （2）鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- （3）海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- （4）航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- （5）道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- （6）道路運送法第80条第1項の許可を受けて自家用自動車を有償で貸し渡すことを業とする者
- （7）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者

(8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(9) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(10) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第2条の2を削る。

第3条を次のように改める。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第3条 条例第3条第5項に規定する人事委員会規則で定める金額は、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（条例第11条第1項第1号に掲げる費用を除く。）及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額（条例第6条の規定による経路及び方法により旅行するものとして当該手続をとつたときに払戻しを受けることができない額を超えない額に限る。）又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額（条例第6条の規定による経路及び方法により旅行するものとして当該手続をとつたときになお支払う必要がある額を超えない額に限る。）を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃（条例第11条第1項第1号に掲げる費用に限る。）及び宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額（条例第6条の規定による経路及び方法により旅行するものとして当該手続をとつたときに払戻しを受けることができない額を超えない額に限る。）又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額（条例第6条の規定による経路及び方法により旅行するものとして当該手続をとつたときになお支払う必要がある額を超えない額に限る。）を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして任命権者が認める額

第4条の見出しを「（旅費額を喪失した場合における旅費）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

第4条第1号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等」を「乗船券、航空券等」に改め、「（以下「切符額」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同条第2号中「（切符額については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差引いた」を「を差し引いた」に改める。

第5条第1項中「別表第1の3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「以下第7条第4項において同じ。」を削る。

第6条を次のように改める。

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第6条 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

(2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費請求書

(3) 条例第3条第2項第2号、第3号及び第5号に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

(4) 条例第3条第5項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

(5) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

(6) 条例第3条第7項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

- 2 条例第7条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第2のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第4項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。
- 3 条例第7条第1項に規定する請求書の記載事項又は記録事項は、別表第3の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める事項及び別表第4の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める事項とする。ただしこれにより難い事情があるものと任命権者が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。
- 4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第3中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、当該旅費の支出又は支払をする者が認める請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。
- 5 旅行命令権者及び当該旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び当該旅費の支出又は支払をする者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 旅費の支出又は支払をする者は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書又は当該旅費の支出若しくは支払をするために必要な書類に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

第7条を削る。

第8条の見出しを「（旅費の精算に係る期間）」に改め、同条第1項中「第13条第2項」を「第7条第2項」に、「1週間」を「2週間」に改め、同条第2項中「第13条第3項」を「第7条第3項」に、「1週間」を「2週間」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 精算払に係る旅費の請求書は、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に提出しなければならない。

第8条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（給与の種類）

第8条 条例第7条第4項及び第26条第2項に規定する給与の種類は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下この条及び第22条において「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第13条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第13条の5の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

第9条を次のように改める。

（電磁的方法）

第9条 条例第7条第5項に規定する人事委員会規則で定める電磁的方法は、任命権者が定める方法とする。

第9条の次に次の16条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道等）

第10条 条例第8条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

2 条例第8条第1項第5号に規定する人事委員会規則で定める者は、特別職の職員（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）第2条、第3条第1項第1号及び第2号並びに第4条第1項第3号の職員（議会の議員のうちから選任する委員に限る。）をいう。次条第2項において同じ。）に随行する職員又は特別車両料金を徴する客車によらなければ公務上支障をきたすと任命権者が認める職員とする。

（船賃に係る船舶等）

第11条 条例第9条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

2 条例第9条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める者は、特別職の職員に随行する職員又は特別船室料金を徴する船室によらなければ公務上支障をきたすと任命権者が認める職員とする。

3 条例第9条第2項に規定する人事委員会規則で定める職員は、最下級の直近上位の級の運賃を徴する船舶によらなければ公務上支障をきたすと任命権者が認める職員とする。

（航空賃に係る航空機）

第12条 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

（車賃に係る路程の計算）

第13条 条例第11条第1項第1号に掲げる費用の計算上必要な路程の計算は、県内にあつては別表第5による山形県管内路程図に掲げる路程、県外にあつては地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程により行うものとする。

2 県外旅行における前項の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

3 自己の所有する自家用自動車と鉄道、船舶又は航空機を併用する旅行について第1項の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

4 前3項の規定により第1項の路程を計算しがたい場合には、これらの規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他同項の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

（宿泊費基準額）

第14条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条において「省令」という。）別表第2第1号の表の区分の欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額とする。

（宿泊手当の定額等）

第15条 条例第15条に規定する人事委員会規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3第1号の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

（1）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

（2）朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地が属する省令別表第3第1号の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に朝食又は夕食に係る費用が含まれる場合は、前項各号の規定の例による額とする。

4 第1項及び第2項の規定は、旅費以外の費用の支出その他の事情により朝食又は夕食に係る費用を要しない場合について準用する。この場合において、同項各号中「に相当するものが含まれる」とあるのは、「を要しない」と読み替えるものとする。

5 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合その他これに相当する場合には、前各項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第16条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1）運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積もりをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（2）旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（3）旅行者が宅配便又は自己の所有する自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事委員会が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第17条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、県営宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在

費及び家族移転費は支給しない。

（退職者等の旅費の細則）

第18条 条例第20条第1項に規定する人事委員会規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

（1）職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（2）職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第19条 条例第21条に規定する人事委員会規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

（1）職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

（2）条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（証人等の旅費）

第20条 条例第22条に規定する人事委員会規則で定める旅費は、出張の例に準じて計算した旅費とする。

（条件付採用期間中の職員の旅費）

第21条 条例第25条第3項の規定による旅費は、第19条第1項第2号の規定の例により計算した額とする。

（通勤手当との調整）

第22条 旅行者が給与条例第12条の6に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（実地監査）

第23条 条例第27条の規定により実地監査を行う場合には、任命権者は、あらかじめ、旅行命令権者に対して、監査の目的、対象及び日程並びに当該職員の職及び氏名を通知しなければならない。

（在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第24条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

第25条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表第1及び別表第1の2を削る。

別表第1の3の備考第1項中「、近距離旅行及び日額旅費支給の際の所要事項」を「及び」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3を削り、別表第2を別表第5とし、同表の前に次の3表を加える。

別表第 2

請求書に添付する資料

区分		添付する資料
1	交通費（車賃を除く。）	経路を証明するに足る資料
2	鉄道賃 条例第 8 条第 1 項第 1 号 に掲げる運賃（運賃の等 級が区分された鉄道によ る移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第 8 条第 1 項第 2 号 から第 6 号までに掲げる 費用	その支払を証明するに足る資料
3	船賃 条例第 9 条第 1 項第 1 号 に掲げる運賃（運賃の等 級が区分された船舶によ る移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第 9 条第 1 項第 2 号 から第 5 号までに掲げる 費用	その支払を証明するに足る資料
4	航空賃 条例第 10 条第 1 項第 1 号 に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第 10 条第 1 項第 2 号 及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
5	車賃 条例第 11 条第 1 項第 2 号 及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
6	その他の 交通費 条例第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
7	宿泊費	その支払を証明するに足る資料 条例第 13 条ただし書に該当することを証明するに足る資料（同条 ただし書に該当する場合に限る。第 10 項及び第 11 項において同 じ。）
8	包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
9	転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費 用を含む場合に限る。） 条例第 18 条第 2 項に規定する延長の許可を証明するに足る資料 （同項に該当する場合に限る。）
10	着後滞在費（宿泊手当に相当する部 分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 条例第 13 条ただし書に該当することを証明するに足る資料
11	家族移転費（宿泊手当に相当する部 分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 条例第 13 条ただし書に該当することを証明するに足る資料
12	渡航雑費	その支払を証明するに足る資料

13 条例第20条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた前各項に掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に退職等となったことを証明する資料
14 死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1項から第12項までに掲げる資料 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
15 旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項若しくは第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は条例第3条第5項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
16 旅費喪失請求書により請求する旅費	条例第3条第6項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
17 条例第25条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1項から第12項までに掲げる資料 条例第25条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料
18 全ての旅費	任命権者が必要と認める資料

別表第3

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書 又は出張旅費概算請求書	請求者の所属名、職名、職務の級及び氏名 出発地、経路、到着地、宿泊先（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費請求書	請求者の所属名、職名、職務の級及び氏名 出発地、経路、到着地、宿泊先、種目及びその金額
死亡時旅費請求書	請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属名、職名、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属名、職名、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額
旅費損失請求書	請求者の所属名、職名、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由
旅費喪失請求書	請求者の所属名、職名、職務の級及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由

別表第4

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）

区分	記載事項又は記録事項
1 鉄道賃	条例第8条第1項各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
2 船賃	条例第9条第1項各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
3 航空賃	条例第10条第1項各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
4 車賃	条例第11条第1項各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
5 その他の交通費	条例第12条各号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
6 宿泊費	夜数及び金額
7 包括宿泊費	夜数及び金額
8 宿泊手当	夜数及び定額
9 転居費	金額
10 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
11 家族移転費	第1項から第8項まで及び第10項の規定の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
12 渡航雑費	金額
13 死亡手当	定額
14 全ての旅費	任命権者が必要と認める事項

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条及び第19条の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

令和7年9月2日印刷
令和7年9月2日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県